

## 理 由

1 本件措置請求は、学校給食費の未納分を校長や教頭又は担任などの職員に肩代わり弁済させることにより、未納額をなくしていることは違法であるとして、本来負担すべき川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は職員に対しその肩代わり弁済金を支払うことを求めるとともに、未納分は保護者に請求すること、今後職員に肩代わり弁済をさせないことの勧告を求めている。

なお、請求書には、事実証明書と思われる給食費の滞納状況に関する教育委員会から請求人への回答内容が添付されている。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出など一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

3 学校給食費は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条及び同法施行令（昭和29年政令第212号）第2条により、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担することとされており、また、昭和33年の行政実例によれば、地方公共団体の収入として取り扱う必要はないとされている。

本市では、市内の公立小学校の給食物資にかかる発注、支払等の業務を校長からの委任により財団法人川崎市学校給食会が一括して行っており、原則としてすべての食材費を同財団を通して共同購入している。

そして、学校給食費は、各校長が保護者から徴収し、これを食材費として同財団に納入しており、いわゆる公金として教育委員会が収納し、支出しているわけではない。

このように、学校給食費は市の歳入、歳出でない以上、仮に未納又は教職員による肩代わり弁済があったとしても、法第242条第1項に定める財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、住民監査請求の対象とはなり得ない。

4 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、  
合議によりこれを却下すべきものと判断した。